

茨木市総合評価一般競争入札心得

(目的)

第1条 茨木市（以下「市」という。）の総合評価一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）、その他の法令等に定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金は、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）第114条第1項第3号により免除する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共機関との契約の相手方にふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。

2 施行令第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加することはできない。

3 入札参加者は、この心得、仕様書、提案書様式及びその他契約締結に必要な条件等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、提出した入札書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札を辞退する旨を記載した入札書を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と

入札価格（価格以外の評価項目における提案を含む。以下「入札価格等」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格等を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

（入札の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書等が所定の日時を過ぎて到達した入札

(2) 入札書等中、必要な文字を欠き、判読できない入札

(3) 入札書等に記名押印がない入札

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札（仕様書で入札書等を複数通提出するように指定された場合を除く。）

(5) 代理人による入札の場合において委任状を提出しない入札

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して行った入札

(7) 入札者の資格のない者が行った入札

(8) その他入札の手續に違反した入札

（入札書等の取扱い）

第8条 入札参加者が連合し、若しくは不穩な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第9条 総合評価方式により、学識経験者の意見を踏まえた上で決定した落札候補者が、市が指定する期日までに提出することと指定した書類を提出し、市が受理したときは、当該落札候補者を落札者とする。

（総合評価落札方式により評価点に差がない場合の落札候補者の決定）

第10条 総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、入札書に記載された金額の低い者を落札候補者とする。

2 前項の場合において、入札書に記載された金額も同額の場合は、くじにより落札候補者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじ引きをしない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約書等の提出）

第11条 落札者は、市から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日か

ら7日以内（仕様書等で特に期限を指定された場合を除く。）に契約に必要な書類を添付して、これを市に提出しなければならない。

（契約の確定）

第12条 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（異議の申立）

第13条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、提案書様式、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。